

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

| | |
|---|---|
| ○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一 | ○公共測量の実施(九件)……(都市整備局都市基盤部調整課)……一 |
| ○東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……(都市整備局市街地建築部建築企画課)……三 | ○建築基準法による一団地の区域……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……三 |
| ○建築基準法による道路位置の指定……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……三 | ○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……三 |
| ○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(同)……五 | ○東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画……(産業労働局農林水産部水産課)……六 |
| ○都道の区域変更……(建設局道路管理部路政課)……八 | ○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……〇 |

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……〇

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……〇

告示(水)

○昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部改正……〇

告示(消)

○火災予防施行規程の一部改正……二
 ○火災予防条例及び火災予防条例施行規則における消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い……二

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……五
 ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……五
 ○特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……六
 ○市街地再開発組合の理事長の就任……(同)……七
 ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……七
 ○開発行為に関する工事完了……(同)……七
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……七
 ○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……(同)……八
 ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……八
 ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)……八

告 示

●東京都告示第八百三十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一日時 平成二十八年一月七日 午後三時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社サンリゾート

(二) 代表者氏名 代表取締役 矢倉 敏雄

(三) 主たる事務所 新宿区西新宿一丁目十九番八号

(四) 免許証番号 東京都知事(6)第六三九〇八号

(五) 免許年月日 平成二十六年三月二十六日

●東京都告示第八百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部部長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

一 測量施行者 東京都知事 外 添 要 一
 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
 三 測量の区域 奥多摩町境字水根地内
 四 測量の期間 平成二十七年十一月十三日から平成二十八年三月十一日まで

一 測量施行者 東京都知事 外 添 要 一
 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
 三 測量の区域 東久留米市上の原二丁目地内
 四 測量の期間 平成二十七年八月五日から平成二十八年三月十五日まで

●東京都告示第千八百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区有明一丁目、有明二丁目及び有明三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月十一日まで

●東京都告示第千八百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 東京都
 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
 三 測量の区域 奥多摩町境字水根地内
 四 測量の期間 平成二十七年十一月十三日から平成二十八年三月十一日まで

●東京都告示第千八百三十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 三鷹市大沢二丁目及び大沢三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月二十四日から平成二十八年三月十六日まで

●東京都告示第千八百三十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、目黒区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 目黒区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 目黒区中目黒及び三田各地内
 四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月十八日まで

●東京都告示第千八百四十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(500レベル))
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月一日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第千八百四十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区大谷口上町、大山西町、大谷口一丁目、大谷口二丁目及び幸町各地内

四 測量の期間 平成二十七年十一月十一日から平成二十八年三月十五日まで

●東京都告示第千八百四十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 八王子市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影(撮影縮尺一万分の一及び八千分の一))

三 測量の区域 八王子市地内

四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年二月二十九日まで

●東京都告示第千八百四十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 町田市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 町田市地内

四 測量の期間 平成二十七年十一月一日から平成二十九年二月十日まで

●東京都告示第千八百四十四号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の第三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

区市 指定する区域

世田谷区 太子堂二丁目、下馬二丁目、下馬二丁目及び三軒茶屋二丁目各地内

附 則

この告示は、平成二十八年一月二十五日から施行する。

●東京都告示第千八百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区大手町一丁目2A 一(東 平成二十七年十
京都市計画土地区画整理事業大手町 一月十八日
土地区画整理事業仮換地番号)

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千八百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

| | | | |
|----------------------|-------------|--|------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十七年十一月十日 | 西東京市緑町二丁目二千四百七十九番六、同番七及び同番二十五から同番二十七までの各一部 | 延長 三一・〇〇 幅員 四・〇〇 |
|----------------------|-------------|--|------------------|

●東京都告示第千八百四十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十五日

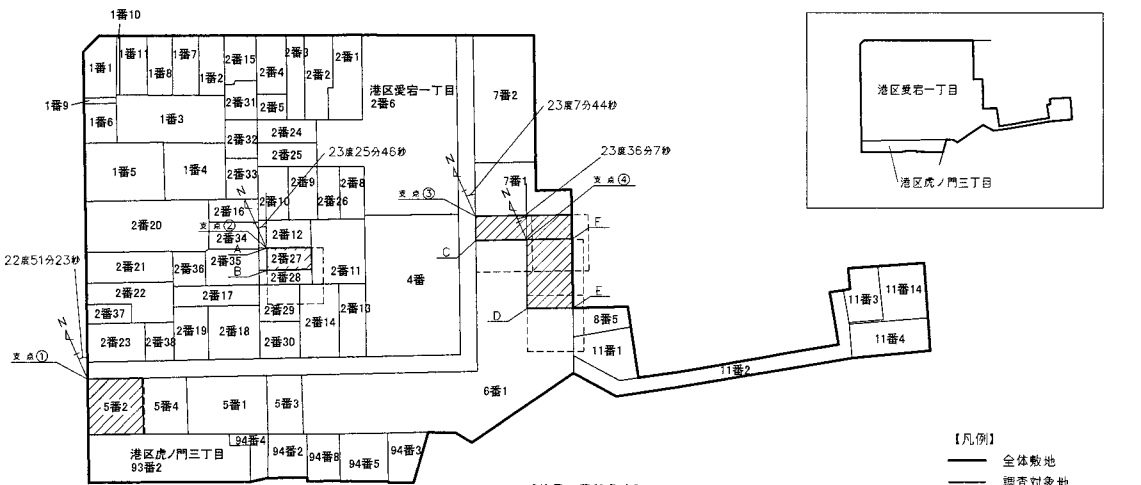
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (港区愛宕一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 全体敷地
 - 調査対象地
 - 境界線
 - 単位区画
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度】

| | | |
|---|-----------|-----------|
| ① | 愛宕一丁目5番2 | 22度51分23秒 |
| ② | 愛宕一丁目2番27 | 23度25分46秒 |
| ③ | 愛宕一丁目6番1 | 23度7分44秒 |
| ④ | 愛宕一丁目6番1 | 23度36分7秒 |

* 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標値一覧表】

| 測点名 | X座標 | Y座標 |
|-----|------------|-----------|
| A | -37047.846 | -7679.412 |
| B | -37051.492 | -7680.967 |
| C | -37061.704 | -7644.939 |
| D | -37076.473 | -7641.478 |
| E | -37079.697 | -7634.001 |
| F | -37088.366 | -7629.149 |

* 本座標は、測量法 (昭和24年法律第168号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】

| | X座標 | Y座標 |
|-------------------------------------|------------|-----------|
| ① 支点①は、港区愛宕一丁目5番2の最北端とする。 | -37056.258 | -7717.961 |
| ② 支点②は、港区愛宕一丁目2番27のうち、調査対象地の最北端とする。 | -37047.846 | -7679.412 |
| ③ 支点③は、港区愛宕一丁目6番1の最北端とする。 | -37057.697 | -7643.227 |
| ④ 支点④は、港区愛宕一丁目6番1のうち、調査対象地の最北端とする。 | -37065.224 | -7636.595 |

●東京都告示第千八百四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年東京都告示第八百六十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

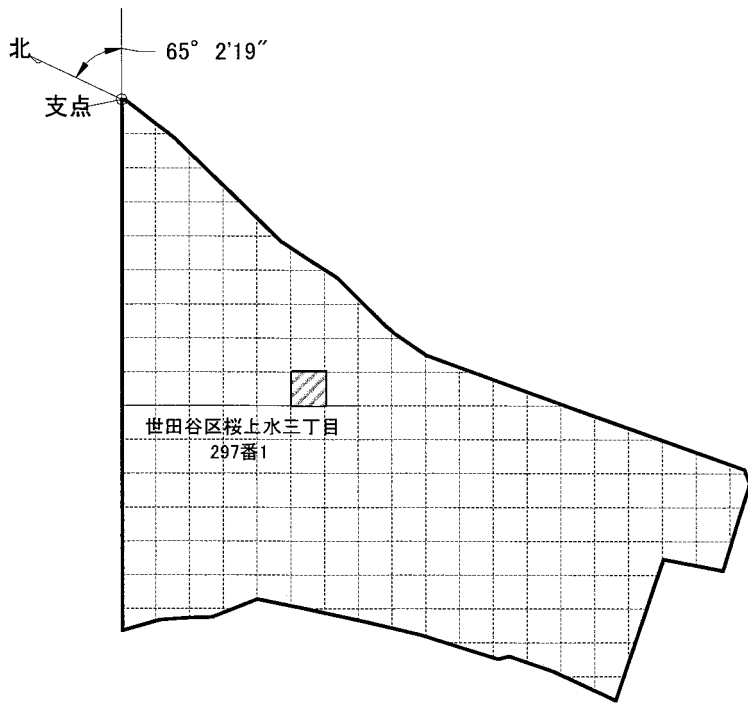
平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区桜上水三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

【支点】
支点は、世田谷区桜上水三丁目297番1の最北端とする。



| 凡 例 | |
|-------|-----------|
| ----- | 単位区画 |
| ———— | 敷地境界 |
| ▨ | 指定を解除する区域 |

【格子の回転角度（65度2分19秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百四十九号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び第八項の規定に基づき、東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十六年十二月二十五日東京都告示第千七百二十四号）の全部を平成二十八年一月一日付けで次のように変更するの、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、次のように公表する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 東京都の沿岸漁業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を漁場とする島しょ漁業と東京湾を漁場とする内湾漁業から形成されている。
漁業就業者数は972人で、生産量3,837トン、生産額33億円の漁獲実績となっているが、生産の主力は島しょ漁業である。
東京内湾は、港湾・都市施設の整備のため埋立てが進められ、さらに、大型船の航行等により漁場は狭められ、過密化し、漁業を取り巻く諸条件は必ずしも良くない。しかし、近年水質環境は改善され、水産資源も回復しつつあり、自由漁業による生産が行われている。
一方、島しょ地域は、外海孤立型の離島であるため、地形の険しさや季節風等自然条件が厳しいものの、漁業は各島の基幹産業となっており、地域活性化の鍵を大きく握っている。
このように沿岸漁業は、島しょ地域の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、安全かつ新鮮な水産物を供給するという重要な役割も担っている。
したがって、今後ともこの海域での持続的生産を図るためには、従来の操業秩序を維持し、他県入漁船への適切な配慮をしつつ、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (2) 東京都の海域は、内湾・伊豆諸島・小笠原諸島海域と広大である。特に伊豆諸島海域は、黒潮の流路に当たることから多種の魚介類が生息し、地元の漁業者のみならず他県の沿岸・沖合漁業者も多数操業する我が国有数の漁場を形成しており、これらの漁業者にとっては非常に重要な漁場となっている。
我が国周辺海域における海洋生物資源の水準は、全体としては、おおむね安定的に推移しているものの、低位水準にとどまっている資源や、悪化している資源もみられるなか、東京都の海域における海洋生物資源は低水準、減少傾向にあるものが多い。
- (3) このようなことから、東京都としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の海洋生物資源の保存管理措置を講じてきたところである。この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、内湾を含めた東京都の海域における海洋生物資源の保存及び造成を行うとともに、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (4) また、東京都の重要な海洋生物資源については、従来から資源状況の把握に努め、その結果に基づき資源管理措置を行ってきたところである。特に、今後は資源の減少が大きいと認められる資源、東京都の漁業上重要な資源等について、より適切な資源の保存管理を図り、具体的な管理方策を検討するため、たかべ・いさぎ等についての資源調査の充実を努めることとする。
- (5) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源及び第1種指定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (6) 第1種特定海洋生物資源の漁獲可能量の数量管理及び今後予定している第1種特定海洋生物資源の漁獲可能量の決定と管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く状況・環境等について、より詳細な科学的知見が必要である。このため、国及び関係県との連携を保ちながら、資源調査・研究体制の充実強化を図るとともに、管理体制の整備を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (7) 特定海洋生物資源及び指定海洋生物資源を含め、全ての海洋生物資源について、その保存及び管理に向けた資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (8) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (9) 東京都における漁獲可能量制度においては、他県入漁船の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について東京都に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成27年及び平成28年の知事管理量は、以下のとおりである。

| | |
|---|-----------|
| 〔まさば及びごまさば〕 | |
| 平成27年(平成27年7月～平成28年6月) | 26,000 トン |
| 平成28年(平成28年7月～平成29年6月) | 注1 |
| (注1) 平成28年まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。 | |

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

なお、海域別の数量は定めない。
また、過去の実績があるものの、資源に対する圧力が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、数量を明示しないこととした。

| | |
|--|-----------|
| 〔まさば及びごまさば〕 | |
| 火光利用さば漁業及び樺受け網漁業 | |
| 平成27年(平成27年7月～平成28年6月) | 25,950 トン |
| 平成28年(平成28年7月～平成29年6月) | 注2 |
| (注2) 平成28年まさば及びごまさばの数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。 | |

4 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

〔まさば及びごまさば〕
火光利用さば漁業及び樺受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、まさば及びごまさばを漁獲するその他の漁業を含め、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等にについては現状程度として従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うものとし、この結果、漁獲実績が東京都に定められた数量を超えないよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (3) 東京都の重要な海洋生物資源のうちはまとびうおについては、特に資源の減少が大きいと認められるため、次のとおり資源管理を実施する。

① 資源の動向

はまとびうおは、かつて伊豆諸島を代表する漁獲対象魚種であり、主としてとびうお流し刺し網漁業により漁獲されている。昭和30年から昭和58年までの間、約8百万尾を最高として平均年3百万尾程度の漁獲を続けてきた。その後海況の変動や過度な漁獲の影響等により、昭和59年以降漁獲量は激減し、平成4年から平成27年までの年平均漁獲量は約42万尾となっている。

しかし、ここ数年は徐々にではあるが漁獲量が増加しており、資源の回復傾向が見られる。

② この資源管理措置の目的

東京都の漁業生産は、主に2月から5月頃にかけて操業されるかつおを対象にしたひき縄漁業に依存する割合が高く、かつおの好不漁によって漁業経営が大きく左右される漁家が多い。

一方、とびうお流し刺し網漁業は、かつおを対象としたひき縄漁業とほぼ同時期に操業されている。そのため、とびうお流し刺し網漁業の生産性の向上及び安定を図り、これらの漁業の兼業等を促進することによって、かつおの好不漁に左右されにくい漁業経営への誘導が可能であると考えられる。

しかし、低水準にある資源を制限なく漁獲したのでは、再び資源の枯渇を招きかねないため、資源の回復及び持続的生産が可能範囲内での漁獲を行う必要がある。これらのことから、はまとびうお資源が回復の傾向を示す今、持続的生産の実現と漁業経営の安定を目的として、当面の間、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量制度として実施し、その円滑な運用を確認した後、第1種指定海洋生物資源としての管理制度に移行するものとする。

③ 漁獲の最高限度数量目標

ア はまとびうお資源について最大持続生産量を実現することができる水準に維持又は回復することを目的として、漁獲の最高限度数量目標(以下「数量目標」という。)を掲げることとする。

イ 数量目標は、はまとびうおの資源状況を基礎とし、はまとびうおに係る漁業経営その他の事情を勘案して定めるものとする。
ウ 平成28年1月から12月までのはまとびうおの数量目標は、87万尾とする。

なお、採捕の種類別、海域別及び期間別の数量は定めない。

④ 数量目標に関する施策

ア 主としてはまとびうおを漁獲するとびうお流し刺し網漁業については、漁獲努力量と資源量の均衡を保つため、漁業の許可及び起業の認可方針（以下「許認可方針」という。）を定め、許可等をする漁船数の最高限度（以下「許可等の最高限度」という。）等を定める。

イ 許可等の最高限度は、数量目標の達成に資するよう定めるものとする。

ウ 漁獲数量の報告については、とびうお流し刺し網漁業の許認可方針で定めることとする。

エ はまとびうおの資源状況を正確に把握するため、とびうお流し刺し網漁業を営む漁業者以外の漁業者に対しても、はまとびうおを漁獲した場合は、その数量の報告について協力を求めるものとする。

オ この資源管理措置を円滑に運営するため、東京都は関係漁業者及び団体に対して協力を求めるものとする。

●東京都告示第千八百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

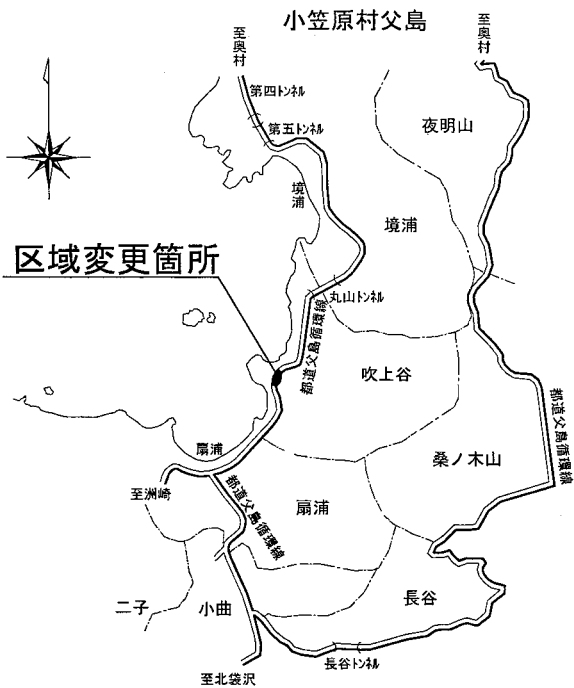
一 路線名 父島循環

二 変更の区間 小笠原村父島字吹上谷十四番一地从先から同所十五番一地从先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道父島循環線区域変更略図
小笠原村父島字吹上谷地内



区域変更箇所

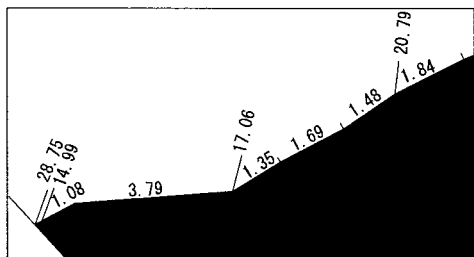


編入区域

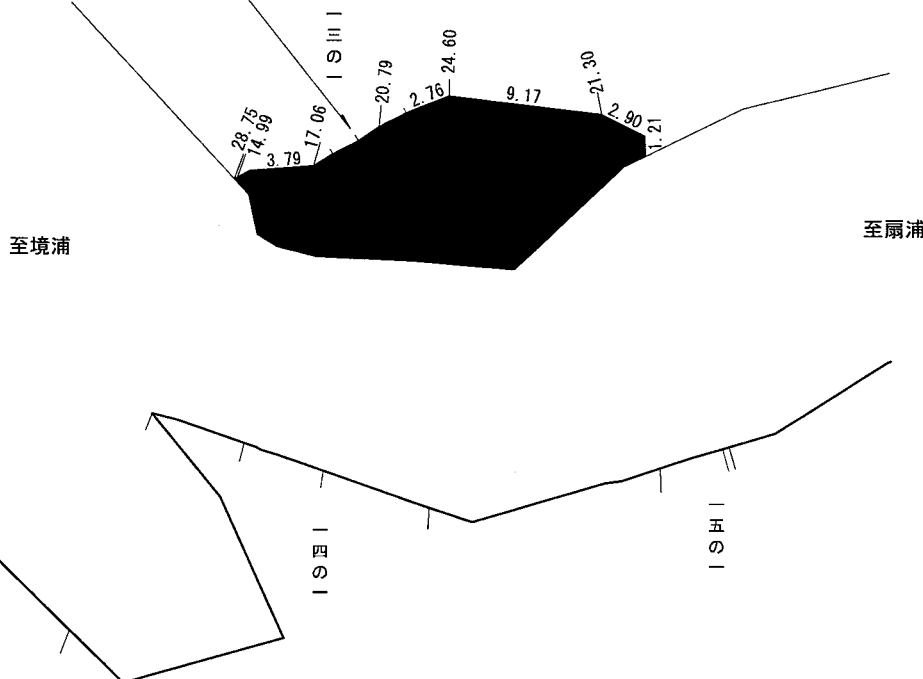
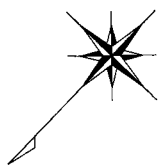


都道

延長 三〇・七七メートル
面積 一六四・九八平方メートル



小笠原村父島
字吹上谷



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年十二月二十五日

東京都選挙管理委員会

二一八、六八〇

●東京都選挙管理委員会告示第百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十七年十二月二十五日

東京都選挙管理委員会

一、四六六、七四六

●東京都選挙管理委員会告示第百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年十二月二十五日

東京都選挙管理委員会

| 選挙区名 | 数 |
|---------|---------|
| 千代田区選挙区 | 15,682 |
| 中央区選挙区 | 38,787 |
| 港区選挙区 | 63,730 |
| 新宿区選挙区 | 86,810 |
| 文京区選挙区 | 57,174 |
| 台東区選挙区 | 52,038 |
| 墨田区選挙区 | 71,859 |
| 江東区選挙区 | 133,501 |
| 品川区選挙区 | 104,898 |
| 田黒区選挙区 | 75,885 |
| 大田区選挙区 | 164,970 |
| 世田谷区選挙区 | 188,673 |
| 渋谷区選挙区 | 61,449 |
| 中野区選挙区 | 90,687 |
| 杉並区選挙区 | 144,695 |
| 豊島区選挙区 | 75,560 |
| 七区選挙区 | 93,535 |
| 荒川区選挙区 | 54,850 |
| 板橋区選挙区 | 141,881 |

| | |
|----------|---------|
| 練馬区選挙区 | 164,582 |
| 足立区選挙区 | 157,630 |
| 葛飾区選挙区 | 122,089 |
| 江戸川区選挙区 | 156,255 |
| 八王子市選挙区 | 142,730 |
| 立川市選挙区 | 48,848 |
| 武蔵野市選挙区 | 39,868 |
| 三鷹市選挙区 | 49,993 |
| 青梅市選挙区 | 37,608 |
| 府中市選挙区 | 68,910 |
| 昭島市選挙区 | 30,571 |
| 町田市選挙区 | 115,156 |
| 小金井市選挙区 | 32,327 |
| 小平市選挙区 | 50,351 |
| 日野市選挙区 | 49,349 |
| 西東京市選挙区 | 54,117 |
| 西多摩選挙区 | 68,839 |
| 南多摩選挙区 | 63,700 |
| 北多摩第一選挙区 | 83,256 |
| 北多摩第二選挙区 | 53,384 |
| 北多摩第三選挙区 | 84,078 |
| 北多摩第四選挙区 | 51,983 |
| 烏部選挙区 | 7,468 |

告 示 (水)

●東京都水道局告示第十三号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部を次のように改

正し、平成二十八年一月十二日から施行する。

平成二十七年十二月二十五日

東京消防庁 消防総監 高橋 淳

東京都中央区本町三丁目三番地の〇番地「〇〇〇〇〇〇」や「〇〇〇〇〇〇」を「〇〇〇〇〇〇」に改定する。

告示(消)

●東京消防庁告示第10号

火災予防施行規程(昭和37年7月東京消防庁告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日

東京消防庁

消防総監 高橋 淳

第6条の3の2第1号中「防火対象物」の次に「(小規模特定用途複合防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。)を除く。))」を加え、同条第2号中「(6)項」を「(6)項」に改め、「防火対象物」の次に「(同表(6)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。))」を加える。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

●東京消防庁告示第11号

火災予防条例施行規則(昭和37年東京都規則第100号)以下「規則」という。)第25条の5の規定に基づき、火災

予防条例(昭和37年東京都条例第65号)及び規則における

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて必要な事項を次のように定める。
平成27年12月25日

東京消防庁

消防総監 高橋 淳

第1 通則

同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、防火対象物又は棟ごとにその使用実態に応じて、令別表第1に掲げる用途のいずれかに該当するものとする。ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途と同一の用途に該当するものとして扱うことができる。

第2 従属的な部分を構成すると認められる部分の存する防火対象物

令第1条の2第2項後段に規定する管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものは、次のいずれかに掲げるものとする。

- 1 令別表第1(1)項から(5)項までに掲げる防火対象物の区分に応じ、防火対象物の主たる用途に供される部分として別表(ア)欄に掲げるものその他これらに類する部分(以下「主用途部分」という。)に、機能的に従属しているとして認められる部分として同表(イ)欄に掲げるものその他これらに類する部分(以下「従属的な部分」という。)で、次の(1)から(3)までの要件を満たすもの(1) 管理について権原を有する者が主用途部分と同一であること。

(2) 利用者が主用途部分の利用者と同一である又は密接な関係を有すること。

- (3) 利用時間が主用途部分とおおむね同一であること。
- 2 主用途部分の床面積の合計が当該防火対象物の延面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは(6)に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。))の用途に供される部分を除く。)

第3 一般住宅の用途に供される部分の存する防火対象物
一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分の存する防火対象物については、次に掲げるものとする。

- 1 令別表第1(1)項から(5)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「令別表部分」という。)の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合には、当該防火対象物は一般住宅に該当すること。
- 2 令別表部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は令別表第1に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当すること。
- 3 令別表部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供さ

| | | |
|--|--|--|
| <p>れる部分の床面積の合計とおおむね等しい場合、又は令別表部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当すること。</p> <p>第4 消防法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所部分が存する防火対象物</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その使用実態により、令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分に該当するものとする。</p> <p>第5 特定用途部分が存する複合用途防火対象物</p> <p>第2又は第3により、複合用途防火対象物に該当するものうち、次の1及び2に該当するものは、特定用途部分（令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項1、(6)項又は(9)項1に掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。）が存するものであつても令別表第1(6)項1に掲げる防火対象物に該当するものとする（令別表第1(2)項2、(5)項1若しくは(6)項1(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）。</p> <p>なお、消防用設備等の設置（令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。）に当たっては、当該特定用途部分は主用途部分と同一の用途に供されるものとする。</p> <p>1 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延面積の10パーセント以下であること。</p> | <p>2 特定用途部分の床面積の合計が、300平方メートル未満であること。</p> <p>第6 令第8条の規定が適用される複合用途防火対象物</p> <p>令第8条に規定する開口部のない耐火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物では、消防用設備等の設置に当たっては、それぞれ区画された部分ごとに第2の2及び第5を適用するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成28年4月1日から施行する。</p> | |
|--|--|--|

別表

| 区分 | (7) 主用途部分 | (1) 従属的な部分 | |
|-------|---|--|--|
| | | 勤務者及び利用者の利便に供される部分 | 密接な関係を有する部分 |
| (1)項イ | 舞台部 客席 映写室 ロビー 切符売場 出演者控室 大道具・小道具室 衣装部屋 練習室 舞台装置及び管絃のための作業室 | 食堂 喫茶室 売店 専用駐車場 ラウンジ クローク | 展示博物館室 フレイグアイド プロダクション 観覧場の会議室及びホール |
| | | | 展示博物館室 図書室 浴室 遊戯室 体育室 遊技室 託児室 サロン 診療室 談話室 結婚式場 |
| (1)項ロ | 集会室 会議室 ホール 宴会場 その他上欄を準用する。 | 食堂 喫茶室 売店 専用駐車場 クローク | 託児室 専用駐車場 クローク |
| | | | 食堂 喫茶室 売店 専用駐車場 クローク 談話室 パー |
| (2)項イ | 客席 舞台部 ダンスフロアー 調理室 更衣室 遊技室 遊技機械室 作業室 更衣室 待合室 景品場 ゲームコーナー ダンスフロアー 舞台部 客席 | 託児室 専用駐車場 クローク | サウナ室 体育館 |
| | | | 託児室 専用駐車場 売店 クローク |
| (2)項ロ | 客室 通信機械室 リネン室 物品庫 更衣室 舞台部 休憩室 事務室 | 託児室 専用駐車場 クローク | 託児室 専用駐車場 売店 クローク |
| | | | 託児室 専用駐車場 売店 クローク |
| (2)項ニ | 客席 客室 書棚コーナー ビデオ棚コーナー 事務室 倉庫 | ³ 膳房 専用駐車場 シャワー室 | |
| | | | |
| (3)項イ | 客席 客室 ³ 膳房 宴会場 リネン室 | 客室 ³ 膳房 宴会場 リネン室 荷さばき室 商品倉庫 食堂 事務室 | 専用駐車場 結婚式場 売店 |
| | | | 専用駐車場 結婚式場 託児室 |
| (3)項ロ | 客席 宴会場 荷さばき室 商品倉庫 食堂 事務室 | 専用駐車場 結婚式場 託児室 遊技室 結婚式場 美容室 理容室 診療室 集会室 | 娯楽室 サウナ室 会議室 催物場 (展示博物館室を含む。) 貸衣装室 料理・美容等の生活教室 現金自動支払機室 |
| | | | 娯楽室 集会室 結婚式場 売店 (連続式形態のものを含む。) 展望施設 ホール 遊技室 催物室 サウナ室 |
| (4)項 | 宿泊室 フロント ロビー ³ 膳房 食堂 浴室 談話室 洗濯室 配膳室 リネン室 | 娯楽室 バー ビアガーデン 両替所 旅行代理店 専用駐車場 美容室 理容室 診療室 図書室 喫茶室 | 来客用宿泊室 |
| | | | 来客用宿泊室 |
| (5)項イ | 居室 寝室 ³ 膳房 食堂 教養室 休憩室 浴室 共同炊事場 洗濯室 リネン室 物置 管理人室 | 売店 専用駐車場 ロビー 面会室 | 臨床研究室 |
| | | | 臨床研究室 |
| (5)項ロ | 診療室 病室 産室 手術室 検査室 薬局 事務室 機能訓練室 面会室 談話室 研究室 ³ 膳房 付添人控室 洗濯室 リネン室 医師等当直室 待合室 技工室 図書室 | 売店 専用駐車場 娯楽室 託児室 理容室 浴室 ティールーム | |
| | | | |
| (6)項イ | 診療室 病室 産室 手術室 検査室 薬局 事務室 機能訓練室 面会室 談話室 研究室 ³ 膳房 付添人控室 洗濯室 リネン室 医師等当直室 待合室 技工室 図書室 | 売店 専用駐車場 娯楽室 託児室 理容室 浴室 ティールーム | |
| | | | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>(6)項ロ 居室 集会室 機能訓練室 面会室 食堂 厨房 診療室 作業室</p> | <p>売店 専用駐車場</p> | <p>理容室 阿替所</p> |
| <p>(6)項ハ 居室 集会室 機能訓練室 面会室 食堂 厨房 診療室 作業室</p> | <p>売店 専用駐車場</p> | <p>宴会場 厨房 結婚式場 宿泊室 (旅館業法の適用のあるものを除く。)</p> |
| <p>(6)項ニ 教室 職員室 遊技室 休養室 講堂 厨房 体育館 診療室 図書室</p> | <p>食堂 売店 専用駐車場</p> | <p>音楽教室 学習塾</p> |
| <p>(7)項 教室 職員室 体育館 講堂 図書室 会議室 厨房 研究室 クラブ室 保健室</p> | <p>食堂 売店 喫茶室 談話室 専用駐車場</p> | <p>学生会館の集会室 合宿施設 学童保育室 同窓会及びPTA事務室</p> |
| <p>(8)項 閲覧室 展示室 書庫 ロッカー室 ロビー 工作室 保管格納庫 資料室 研究室 会議室 休憩室 映写室 鑑賞室</p> | <p>食堂 売店 喫茶室 専用駐車場</p> | <p>食堂 売店 喫茶室 専用駐車場 ラウンジ</p> |
| <p>(9)項イ 脱衣室 浴室 休憩室 体育室 待合室 パソコン室 ロッカー室 クリーニング室</p> | <p>食堂 売店 専用駐車場 喫茶室 娛樂室 託児室</p> | <p>食堂 売店 専用駐車場 展示場</p> |
| <p>(9)項ロ 脱衣室 浴室 休憩室 クリーニング室</p> | <p>食堂 売店 専用駐車場 サウナ室 (小規模な簡易サウナ) 娛樂室</p> | <p>有料洗濯室</p> |
| <p>(10)項 乗降場 待合室 運転指令所 電力指令所 手荷物取扱所 一時預り所 ロッカー室 仮眠室 救護室</p> | <p>食堂 売店 喫茶室 旅行案内所 専用駐車場</p> | <p>理容室 阿替所</p> |
| <p>(11)項 本堂 拝殿 客殿 礼拝堂 社務所 集会堂 聖堂</p> | <p>食堂 売店 喫茶室 専用駐車場 図書室</p> | <p>設計室 事務室 物品庫 製品展示室 会議室 図書室</p> |
| <p>(12)項イ 作業所 研究所 更衣室 製品展示室 図書室</p> | <p>食堂 売店 専用駐車場 託児室 診療室</p> | <p>撮影室 舞台部 録音室 道具室 衣裳室 休憩室 客席 ホール リハーサル室</p> |
| <p>(13)項ロ 車庫 車路 修理場 洗車場 運転手控室</p> | <p>食堂 売店 専用駐車場</p> | <p>格納庫 修理場 休憩室 更衣室</p> |
| <p>(14)項 物品庫 荷さばき室 事務室 休憩室 作業室 (商品保管に 関する作業を行うもの)</p> | <p>食堂 売店 専用駐車場 展示場</p> | <p>物品庫 荷さばき室 事務室 休憩室 作業室 (商品保管に 関する作業を行うもの)</p> |

| 事項 | | | |
|---|-------------------------------------|--|----------------------------|
| 事務所 金融機関 官公署 研究所 | 事務室 会議室 物品庫 (商品倉庫を 含む。) | 食堂 売店 喫茶室 理容室 専用駐車場 診療室 | 展示室 展望施設 |
| 新聞社 | 事務室 会議室 休憩室 ホール | 食堂 売店 喫茶室 談話室 ロビー 診療室 図書室 専用駐車場 | 旅行案内室 法律・健康等の相談室 |
| 区市民セ ンター 文化セン ター 児童館 老人館 | 事務室 談話室 図書室 集合室 ホール | 食堂 売店 遊技室 診療室 視聴覚教室 浴室 視聴覚教室 娯楽室 専用駐車場 体育室 トレーニング室 | 結婚式場 宴会場 |
| 研修所 | 事務室 教室 体育室 | 食堂 売店 喫茶室 喫茶室 娯楽室 談話室 専用駐車場 | |
| 観覧席を 有しない 体育館 | 体育室 更衣室 浴室 控室 | 食堂 売店 喫茶室 専用駐車場 | 映写室 図書室 集会室 展示博物館 |

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年九月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本不動産カウンセラー協会

三 代表者の氏名

吉村 真行

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号 城山トラストタワー

一 二十七階

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの国民に対して、不動産カウンセリング業務に係る知識・技術及び業務の重要性を広く啓蒙・普及するとともに、社会の変化に備えて各種不動産の総合的かつ的確な活用方策及び資産価値の分析等を提案する役割を担う不動産カウンセラーを養成・認証し、そ

の行為について倫理的規制を行うことによつて、我が国における不動産の適切かつ有効な活用・運用・管理等を支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい

三 代表者の氏名

池口 葉子

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区本町一丁目十三番十八号

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者その他生活の支援を必要とする人々に対し、介護その他の生活支援、これに関する事業ならびに調査研究、および公共政策の提案を行なうことにより、少子高齢社会において市民が相互に自立し、福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉開発研究センター

三 代表者の氏名

藤沢 由知

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市森野三丁目十九番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者その他援助を必要とする人々の生活の充実と社会参加を促進し、社会のノーマライゼーションと相互理解をすすめる、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人高齢期の住まい&暮らしをつなぐ会

三 代表者の氏名

井上 亮子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場四丁目十一番五号

五 定款に記載された目的

本会は、ふれあいが希薄になった地域社会で住民が切実に求める多くの問題を解決するために、住民が主体となった新しいコミュニティと「福祉マンション」(介護や子育てのサービス、給食サービスやお店などの共有スペース)があり、居住者と地域の専門家、ボランティアが地域の中で共に支えあえる仕組みを備えたマンション)をつくり、それらを維持、拡大することに関する事業や、共生の住まい方の指導や教育に関する事業、並びに地域のなかで女性、高齢者など全ての人々が自立して生活できるような住まいや仕事づくりに関する事業を行い、もつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人D055

三 代表者の氏名

狛 文夫

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目十四番三号 東急不動産赤坂ビル

五 定款に記載された目的

この法人は以下を目的とする。

- (1) 東日本大震災で被災した中小企業への長期に亘る資金援助並びに事業継続の支援を行い、被災地経済、ひいては日本の経済復興・発展と雇用維持に寄与する。
- (2) 原子力発電所による放射能汚染並びに除染活動に対する研究と教育を行い、汚染された地域の除染活動を実施し、環境改善と保護に寄与する。
- (3) 上記目的を達成する活動・事業において五十五歳以上の世代の役割を推進し、若者の負担を軽減し、高齢化が進む日本社会の活性化に寄与する。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十七年十月五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本在宅眼科普及の会

三 代表者の氏名
小島 正裕

四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区北新宿二丁目二番二十八号 フロントパ

ーク新宿一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、要介護者を当事者とした「目の健康」についての知識をその家族や関係先に啓蒙普及、啓発する事業。及び、地域や医療・介護現場での講習会や研修会の開催による、在宅眼科教育事業等の総合的な「事業教育活動」及び「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を通じて、高齢者のQOL(生活の質)低下につながる視力低下、失明の問題は「要介護者にとっての眼科往診」として重要なテーマとなることの理解を深めることで、お年寄りが「明るく、楽しく、元気に」毎日を生活できる高齢者の健康社会造り(介護寿命の伸長)に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大人磨き研究所

三 代表者の氏名
田中 紀子

四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区神田須田町一丁目十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、個人・団体のスキルアップやキャリアアップのサポートを目的とした活動を行い、地域社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年十月七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域創生研究所

三 代表者の氏名
坂本 洋一

四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区内神田一丁目十八番十一号 東京ロイヤルプラザ四一三

五 定款に記載された目的

本法人は、広く一般市民を対象にして、社会福祉に関する調査・研究事業、地域創生に資するシンポジウム等のイベント事業、地域における人材活性化を図る研修事業、地域創生のための人材派遣事業、地域創生を図るための地域モデル構築事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年十月七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人21世紀の水産を考える会

三 代表者の氏名
山本 浩一

四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区奥沢二丁目三十八番一四一〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、国民生活に結びついた水産業及び魚食文化の発展をめざし、長期的・多面的視点よりそのあり方を考え、望まれる方向を実現していく事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により勝どき東地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 氏名
田中 宗一

二 住所
静岡県熱海市梅園町十一番十四号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十二月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名
許可を受けた者の
住所及び氏名
三鷹市牟礼七丁目二千六十五
武蔵野市吉祥寺北町一丁目
二十九番一号
番四の一部
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 恒成

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十二月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

| | | | | | |
|----|----------------------------|------------------------|---|-------|---------------------------------------|
| 一 | 店舗名 | ニトリ世田谷用賀店 | 十七 | 届出日 | 平成二十七年十二月九日 |
| 二 | 店舗所在地 | 世田谷区玉川台二丁目百九十番地一 | 十八 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) |
| 三 | 設置者名 | 株式会社ニトリ | 十九 | 縦覧期間 | 平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年四月二十五日まで。 |
| 四 | 設置者住所 | 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 | 二十 | 縦覧時間 | 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。 |
| 五 | 小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社ニトリ | 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について | | |
| 六 | 新設をする日 | 平成二十八年十二月二日 | 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 | | |
| 七 | 店舗面積の合計 | 六千八百三十一平方メートル | 一 | 店舗名 | 東京都知事 舩 添 要 一 |
| 八 | 駐車場の位置及び収容台数 | 店舗内 二百三十台 | 二 | 店舗所在地 | ベルビー赤坂 |
| 九 | 駐輪場の位置及び収容台数 | 店舗西側ほか 三百三十台 | 三 | 設置者名 | 東京地下鉄株式会社 |
| 十 | 荷さばき施設の位置及び面積 | 店舗南側ほか 九十二平方メートル | 四 | 意見 | |
| 十一 | 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 店舗内 三十三立方メートル | ア | 聴取者 | 港区長 |
| 十二 | 小売業を行う者の開店時刻 | 午前九時 | イ | 概要 | 意見なし |
| 十三 | 小売業を行う者の閉店時刻 | 午後九時 | ウ | 収受日 | 平成二十七年十二月十四日 |
| 十四 | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前八時三十分から午後九時三十分まで | エ | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) |
| 十五 | 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 二か所 店舗西側ほか | 六 | 縦覧期間 | 平成二十七年十二月二十五日から平成二 |
| 十六 | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前六時から午後十一時まで | | | |

七
縦覧時間

十八年一月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001